

第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主被徵用者ヲ使用スル官衙、管理工場若ハ指定工場、被徵用者ノ從事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

第十六條第二項 地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

第十七條 被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ指示ニ從フベシ

第十八條第二項

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該管理工場ノ事

業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ

第十九條 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ地方長官之ヲ支給ス

管理工場又ハ指定工場ニ配置セラルル者第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ對シ前項ノ規定ニ依リ支給シタル旅費ノ額ハ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主國庫ニ之ヲ納入スベシ

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ再業主之ヲ支給スルモノトス

第一項及前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ關シテハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十三條第一項及第二項

厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ヲシテ徵用ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、

横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

國民徵用令施行規則及その他の省令
中改正の件公布

國民徵用令施行規則及その他の省令中改正の件は、昭和十八年七月三十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民徵用令施行規則中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日 厚生省令第三十號)

第二條 削除

第三條 國民徵用令(以下令ト稱ス)第七條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ發スル出頭命令書ハ別表様式第一號ニ依リ第四條中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ改ム

第四條ノ二 令第七條ノ四ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用命令ハ徵用セラルベキ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)従事スベキ總動員業務ヲ行フ管理工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

地方長官前項ノ徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

徵用セラルベキ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ從事スベキ總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ニ以上ノ都道府縣ニ在ルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付ス

第六條中「東京市」ヲ「東京都ノ區ノ存スル區域」ニ改ム
第九條 本文ヲ左ノ如ク改ム

令第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添附シ出頭命令書又ハ徵用令書ヲ發シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ

第十二條ノ二 令第十六條ノ二第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者タル事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ從事スル總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

地方長官前項ノ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ
被徵用者タル事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ從事スル總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場又ハ指定工場ニ以上ノ都道府縣ニ在ルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更命令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付ス

第七三條ノ二 重要事業場務管理令第四條第一項又ハ第十條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ニシテ被徵用者ノ給與ニ關スルモノニ付テハ令第十八條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノ(令第二十二條ノ二ノ規定ニ依ル場合ヲ含ム)ト看做ス

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ令第二十二

條ノ二ノ規定ニ依ルモノトス
一 戰爭ノ際ニ於ケル戰鬥行為ニ因ル災害及之ニ起

因シテ生ズル災害ニ際シ緊急徵用ノ必要アル場合
二 徵用變更又ハ徵用解除ニ關シ厚生大臣ノ定ムル場合

前項ノ場合ニ在リテハ本令中厚生大臣トアルハ地方長官トス

第十八條 地方長官前條ノ規定ニ依リ職權ヲ行使シタルトキハ厚生大臣ニ其ノ旨報告スベシ

(別表様式第一號(表面)中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ、「何府縣」ヲ「何都府縣」ニ、「右ノ者國民徵用令第十條ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭ヲ求ム」ヲ「右ノ者國民徵用令
第七條ノ二ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭スベシ」ニ、
「何府縣知事」氏 名
「警視總監」氏 名
「北海道廳長」氏 名
「何國民職業指導所長」氏 名
「氏名團」ニ改メ、同様式中(裏面)ヲ左ノ如ク改ム

出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

- 一 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ
- 二 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者傷病疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムラ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添ヘ該命令書ヲ發シタル地方長官ニ遲滞ナク届出ツベシ
- 三 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋、横濱市及神戸市ニ在リテハ其ノ市長)ニ東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋、横濱市及神戸市ニ在リテハ其ノ市長)若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書ヲ添ヘ該命令書ヲ發シタル地方長官ニ遲滞ナク届出ツベシ
- 四 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受ケタルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザルモノハ居住地ノ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都長官)又ハ之ニ準ズベキモノニ該命令書ヲ提示シテ之ガ一時繰替支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スベキ場所ガ居住地ノ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ其ノ區域)ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

注意

市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)又ハ之ニ準ズベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ左ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨濟」ト記載證印シ本人ニ返付スベシ

(參照)

國民徵用令第七條ノ二 地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ出頭命令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ
地方長官前項ノ出頭命令書ノ交付ヲ受ケ出頭シタル者ニ付身體ノ状態、居住及就業ノ場所、職業、技能程度、家庭ノ状況、希望等ヲ検査又ハ調査シテ服務ノ適否ヲ判定シ從事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シタル上徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ
緊急ヲ要スルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ検査若ハ調査ヲ爲スノ必要ナシト認ムトキハ地方長官前二項ノ規定ニ拘ラズ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スルコトヲ得

記載心得

- 一 就業ノ場所ハ國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號ニ該當スル要申告者ニシテ職業ニ従事スルモノニ限りテ記載スルモノトシ此ノ場合ハ居住ノ場所ハ記載ヲ要セザルモノトス
- 二 就業ノ場所及出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
- 三 備考ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
- 四 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

様式第二號ノ一(表面)中「何府縣」ヲ「何都府縣」ニ、右

ノ者左ノ通徴用セラルルヲ「右ノ者左ノ通徴用ス(セラ

ル)ニ、

「何府縣知事」氏 名(何府縣知事) 氏

「警視總監」氏 名(警視總監) 氏

「北海道廳長官」氏 名(北海道廳長官) 氏

「何府縣知事」氏 名(何府縣知事) 氏

「厚生大臣」氏 名(厚生大臣) 氏

「厚生大臣」氏 名(厚生大臣) 氏

「應府縣長官」氏 名(應府縣長官) 氏

「厚生大臣又ハ地方長官」ニ改ム

様式第二號ノ四(何府縣)中「何府縣」ニ、右ノ者其

ノ何々ヲ左ノ通變更セラルルヲ「右ノ者其ノ何々ヲ左ノ

通變更ス(セラル)ニ、

「何府縣知事」氏 名(何府縣知事) 氏

「警視總監」氏 名(警視總監) 氏

「北海道廳長官」氏 名(北海道廳長官) 氏

「何府縣知事」氏 名(何府縣知事) 氏

「厚生大臣」氏 名(厚生大臣) 氏

「厚生大臣」氏 名(厚生大臣) 氏

「應府縣長官」氏 名(應府縣長官) 氏

「厚生大臣又ハ地方長官」ニ改ム

様式第二號ノ二及第二號ノ三中「何府縣」ヲ「何都府縣

ニ改ム

業ノ場所ノ記載ヲ要セザルモノトス

徵用セラルベキ者現ニ使用セラルル官衙又ハ管理工

場若ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシム

「何府縣知事」氏 名(何府縣知事) 氏

「警視總監」氏 名(警視總監) 氏

「北海道廳長官」氏 名(北海道廳長官) 氏

「何府縣知事」氏 名(何府縣知事) 氏

「厚生大臣」氏 名(厚生大臣) 氏

「厚生大臣」氏 名(厚生大臣) 氏

「應府縣長官」氏 名(應府縣長官) 氏

「厚生大臣又ハ地方長官」ニ改ム

様式第二號ノ四(何府縣)中「何府縣」ニ、右ノ者其

ノ何々ヲ左ノ通變更セラルルヲ「右ノ者其ノ何々ヲ左ノ

通變更ス(セラル)ニ、

「何府縣知事」氏 名(何府縣知事) 氏

「警視總監」氏 名(警視總監) 氏

「北海道廳長官」氏 名(北海道廳長官) 氏

「何府縣知事」氏 名(何府縣知事) 氏

「厚生大臣」氏 名(厚生大臣) 氏

「厚生大臣」氏 名(厚生大臣) 氏

「應府縣長官」氏 名(應府縣長官) 氏

「厚生大臣又ハ地方長官」ニ改ム

様式第二號ノ五 削除

長官」ニ改ム

同記載心得第七號中「地方長官」ヲ「厚生大臣又ハ地方

長官」ニ改ム

様式第二號ノ五 削除

現ニ従事スル場所ガ軍機保護上ノ必要ニ依リ記載ス

ベカラザルモノト爲シタル場所ナルトキハ之ヲ記載

セザルモノトス

様式第二號ノ六中「何府縣」ヲ「何都府縣」ニ、右ノ者何

年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除セラルルヲ「右ノ者何年何

月何日ヲ以テ徵用ヲ解除ス(セラル)ニ、

「何府縣知事」氏 名(何府縣知事) 氏

「警視總監」氏 名(警視總監) 氏

「北海道廳長官」氏 名(北海道廳長官) 氏

「何府縣知事」氏 名(何府縣知事) 氏

「厚生大臣」氏 名(厚生大臣) 氏

「厚生大臣」氏 名(厚生大臣) 氏

「應府縣長官」氏 名(應府縣長官) 氏

「厚生大臣又ハ地方長官」ニ改ム

様式第二號ノ七 削除

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

重要事業場務管理令施行規則中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

國民徵用令第十八條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ

認可ヲ受ケタル事項(國民徵用令第二十二條ノ二ノ

規定ニ依リ場合ヲ含ム)ニシテ従業者ノ給與ニ關ス

ルモノニ付テハ令第四條第一項又ハ第十條第一項ノ

認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二條第一項但書中「國民徵用令第十八條第二項ノ

規定ニ依リ既ニ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル事項」ヲ

削除

第五條但書、第六條但書及第八條但書ヲ削ル

昭和十五年厚生省令第四十五號中

改正ノ件(昭和十八年七月三十一日)

第一條中「徵用ノ必要ヲ生ジタル都府」ヲ削リ「東京府

ヲ「東京都」ニ改ム

調査登録連名表

氏名及生年月日				氏名及生年月日				氏名及生年月日				氏名及生年月日					
本籍	居住ノ場	兵役ノ關係	家庭ノ狀況	本籍	居住ノ場	兵役ノ關係	家庭ノ狀況	本籍	居住ノ場	兵役ノ關係	家庭ノ狀況	本籍	居住ノ場	兵役ノ關係	家庭ノ狀況		
																配偶者有無	學歷
就業ノ場(勤務先ヲ含ム)				就業ノ場(勤務先ヲ含ム)				就業ノ場(勤務先ヲ含ム)				就業ノ場(勤務先ヲ含ム)					
所在地	名稱又ハ使用者氏名	事業種別	年 月	職業上ノ身分 又ハ地位	給料又ハ賃金	所在地	名稱又ハ使用者氏名	事業種別	年 月	職業上ノ身分 又ハ地位	給料又ハ賃金	所在地	名稱又ハ使用者氏名	事業種別	年 月	職業上ノ身分 又ハ地位	給料又ハ賃金

第二條第一項中「別表様式」ヲ「様式第一號」ニ改メ、同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ、同條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ、「市町村長」ヲ「市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長)ニ改メ同項ヲ第三項トス

厚生大臣現ニ總動員業務ニ従事スル者ヲ引續キ其ノ業務ニ従事セシムル爲メ徵用スル必要アル場合ニ於テ其ノ範圍ニ付前條ノ規定ニ依リ通達ヲ爲シタル場合ニ在リテハ地方長官前項ノ規定ニ拘ラズ國民職業指導所長ヲシテ之ヲ調査シ様式第二號ニ依リ登録セシムルコトヲ得

第四條 厚生大臣第二條ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付徵用命令ヲ發スル場合ニ在リテハ同條第一項ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付テハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ、同條第二項ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令第十九條第五項ノ規定

ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日)
(厚生省令第三十二號)

第一條 徵用セラルベキ者國民徵用令第七條ノ二ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後出頭ヲ命ジタル地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ於テ之ヲ支給ス

第二條中「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域

様式第二號

調査登録連名表

本籍地	居住ノ場所	氏名及 生年月日	從事スル	
			總動員業務 職名 場所	職業 稱 所在地
		年月日生	總動員業務 職名 場所	職業 稱 所在地
		年月日生	總動員業務 職名 場所	職業 稱 所在地
		年月日生	總動員業務 職名 場所	職業 稱 所在地
		年月日生	總動員業務 職名 場所	職業 稱 所在地
		年月日生	總動員業務 職名 場所	職業 稱 所在地

〔参照〕

昭和十五年十月十九日 厚生省令第四十五號ハ國民徵用令第三條第二項ノ規定ニ依リ徵用セラルベキ者ノ調査登録ニ關スル件ナリ

ニ在リテハ「東京都」ニ改ム
 第三條中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ改ム
 第四條中「出頭ヲ求メタル」ヲ「出頭ヲ命ジタル」ニ改ム
 (別表)中「國民徵用令第十條ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メタル者ノ出頭旅費拂戻請求書」ヲ「國民徵用令第七條ノ二ノ規定ニ依リ出頭ヲ命セラレタル者ノ出頭旅費拂戻請求書」ニ、
 「何府縣知事宛」(警視總監)「何府縣」ヲ「何都府縣」ニ、
 「(警視總監)」「(北海道廳長官)」ヲ「廳府縣長(官宛)」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費規則中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日 厚生省令第三十三號)

第一條 國民徵用令第七條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ命ジタル場合ノ旅費ハ本令ニ依リ之ヲ支給ス
 第十條中「出頭要求書」ヲ「出頭命令書」ニ改ム
 第十一條中「東京市」ヲ「東京都ノ區ノ存スル區域」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方ニ關スル件中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日 厚生省令第三十四號)

第一條中「東京市」ヲ「東京都ノ區ノ存スル區域」ニ改ム
 第二條中「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)」ニ、
 「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件中改正ノ件

(昭和十八年七月三十一日 厚生省令第三十五號)

「國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件」ヲ「國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及其ノ家族ノ出頭旅費並ニ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件」ニ改ム

第一條 國民徵用令(以下令ト稱ス)ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムル爲ニ徵用セラレタル者(以下被徵用者ト稱ス)徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費ノ支給及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合又ハ被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ若ハ事

業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ノ支給及令第十九條第二項ノ規定ニ依リ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ノ額ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條中「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム

第三條ノ二 被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ハ當該被徵用者ヲ使用スル管理工場又ハ指定工場ノ事業主被徵用者一時歸郷スル場合ニ在リテハ旅行前ニ、被徵用者ノ家族出頭スル場合ニ在リテハ出頭後之ヲ支給スベシ

第三條ノ三 前條ノ規定ニ依ル被徵用者ノ範圍ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ於ケル勞務者又ハ之ニ準ズベキモノトシ家族トハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)、直系尊屬、直系卑屬及戸主トス

被徵用者危篤若ハ死亡ノ際ニ於テ前項ノ家族ナキトキ又ハ家族事故ニ因リ出頭シ難キトキハ被徵用者ノ親族中事業主ノ認ムル者一人ヲ限り前項ノ家族ト看做ス

第四條ノ二 被徵用者ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ハ現ニ從事スル場所ノ所在地家族ノ居住地間ノ往返ニ付

第五條及第六條ノ規定ニ依リ算出シタル額トス

第四條ノ三 被徵用者ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通

知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭スル場合ノ旅費ハ家族ノ居住地被徵用者ノ就業ノ場所ノ所在地間ニ付往返ノ旅費及到着ノ日ヨリ三日以内ノ滞在ノ旅費トス

前項ノ旅費ハ第五條別表ニ掲グル最低等級ノ定額ニ依リ算出シタル額トシ家族一人ニ限り之ヲ支給ス

第四條ノ四 被徵用者ノ危篤ニ因リ家族出頭ノ途中又ハ出頭滞在中被徵用者死亡シタルトキハ其ノ出頭ヲ被徵用者死亡ニ因ル家族ノ出頭ト看做ス

被徵用者危篤ニ因リ家族出頭シタル後被徵用者死亡シタルトキハ死亡ノ日ヨリ起算シ更ニ三日以内ノ滞在旅費ヲ支給ス

第四條ノ五 第三條ノ二ノ規定ニ該當セザル事由ニ依リ被徵用者一時歸郷中其ノ家族危篤ニ陥リ若ハ死亡シタル場合又ハ家族出頭中被徵用者危篤ニ陥リ若ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主必要アリト認ムルトキハ被徵用者ニ在リテハ返路旅費、家族ニ在リテハ滞在及返路旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ滞在旅費ハ危篤若ハ死亡ノ日ヨリ起算シ各三日以内トス

第五條第三項中「前條第二項」ヲ「第四條第二項」ニ、同條第六項中「市町村」ヲ「市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ其ノ區域)」ヲ改ム

第七條中「其ノ者ノ居住地ノ市町村」ヲ「其ノ者ノ居住地ノ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)」ヲ改ム

第十一條中「令第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者」ヲ「令第七條ノ二ノ規定ニ依リ出頭シタル者」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

勞務調整令施行規則中改正の件公布

勞務調整令施行規則中改正の件は、昭和十八年七月八日付官報を以て左の如く公布せられた。

勞務調整令施行規則中改正ノ件

(昭和十八年七月八日
厚生省令第二十七號)

第一條第二項、第四條第二項及第十八條中「道府縣」ヲ「都道府縣」ニ改ム

第四條第二項中「東京府」ニ在リテハ「警視總監」ヲ「(東京都)ニ在リテハ「警視總監以下同シ」」ニ改ム

第五條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

九 第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ認可アリタル技能者ノ雇入及就職ノ場合

第六條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

八 第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ認可アリタル國民學校修了者ノ雇入及就職ノ場合

第十條第一項第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第八號ヲ第十號ニ改ム

八 第十條ノ二第二項但書ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ認可アリタル一般靑壯年ノ雇入及就職ノ場合

九 第十條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官

ニ於テ業種又ハ職種ノ指定ヲ爲シタル當時ニ於テ當該業種又ハ職種ニ使用及從業ヲ禁止又ハ制限セ

ラレタル男子従業者ノ數ニ等シキ員數ノ一般青壯年タル女子ノ其ノ指定アリタル後六月以内ニ於テ爲ス雇入及就職ノ場合

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項第九號ノ規定ニ依リ一般青壯年タル女子ヲ雇入レタル者ハ其ノ員數ヲ同號所定ノ期間滿了後五日以内ニ其ノ者ノ使用場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ届出ツベシ

第十條ノ二 厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ禁止又ハ制限ノ指定ヲ爲シタル業種又ハ職種ニハ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定スル年月日以後ハ其ノ指定シタル禁止又ハ制限ノ範圍ヲ超エテ男子従業者ノ雇入、使用、就職又ハ從業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ國民職業指導所長ノ認可アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ指定ハ厚生大臣又ハ地方長官ノ告示ニ依リ之ヲ爲ス

第十條ノ三 前條第一項但書ノ認可ノ申請ハ様式第三號ノ二ニ依リ就職又ハ從業セントスル男子従業者及其ノ者ヲ雇入又ハ使用セントスル者ノ連署ヲ以テ其ノ者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ准用ス

第十條ノ四 第十條ノ二ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セズ

- 一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ職
- 闘其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ

其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條 第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノ

二 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタル者ニシテ徵集又ハ召集ノ解除ニ因リ原職ニ復歸シ未ダ其ノ者ガ徵集又ハ召集ニ因リ軍務ニ服シタル期間(其ノ期間一年以上ニ互ル場合ニ在リテハ一年トス)ヲ經過セザルモノ

三 年齢四十五年以上及十四年未滿ノ者

四 第五條第一項第二號又ハ第十條第一項第二號ノ規定ニ依リ認定アリタル者

第十條ノ五 第十條ノ二ノ規定ニ依ル地方長官ノ指定ハ厚生大臣ニ於テ指定セザル業種又ハ職種ニ付當該地方ノ特殊事情ニ依リ必要アル場合ニ限り之ヲ爲スモノトス

第十三條ノ三 厚生大臣又ハ地方長官令第十一條ノ二第一項ノ命令(以下就職命令ト稱ス)ヲ爲ス場合ハ様式第九號ノ三ノ就職命令書ヲ就職ヲ命ゼラルベキ者ノ住居地又ハ令第十一條ノ二第一項ノ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲシテ本人ニ交付セシムベシ

第十三條ノ四 前條ノ規定ニ依リ就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者(以下指定就職者ト稱ス)ハ指定ノ日時及場所ニ出頭シ就職命令書ヲ提示シテ就職ノ申出ヲ爲スベシ

第十三條ノ五 指定就職者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザ

ル場合ハ左ノ書類ヲ添附シ就職命令書ヲ交付シタル國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク其ノ旨届出ツベシ

一 傷痍疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事故ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)

二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若ハ之ニ準ズベキ者又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書

前條ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭スベキ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者就職命令ニ適セズト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ變更又ハ取消ハ様式第九號ノ四ニ依リ之ヲ爲スベシ

第十三條ノ六 厚生大臣又ハ地方長官就職命令ヲ爲シタルトキハ直ニ令第十一條ノ二第二項ノ指定事業主(以下指定事業主ト稱ス)ニ對シ其ノ事業場等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シ其ノ旨通知スベシ

厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ指定事業主又ハ其ノ代理人ニ對シ指定就職者ノ出頭スベキ日時及場所ニ出頭スベキコトヲ命ズルコトヲ得

指定事業主ハ指定就職者ヨリ第十三條ノ四ノ規定ニ依リ就職ノ申出アリタルトキハ直ニ雇傭條件其ノ他必要ナル事項ヲ提示スベシ

第十三條ノ七 指定事業主及指定就職者ハ就職命令ノ

本旨ニ鑑ミ速ニ雇傭關係ヲ成立セシムベシ

第十三條ノ八 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第十三條ノ六ノ規定ニ依ル指定事業主及指定就職者出會ノ日時及場所ニ關係官吏ヲ立會セシムルコトヲ得

第十三條ノ九 指定事業主ト指定就職者トノ間ニ雇傭關係成立シタルトキハ指定事業主ハ直ニ指定就職者ト連署ヲ以テ様式第九號ノ五ニ依リ其ノ旨指定事業主ノ事業場等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ届出ツベシ

第十三條ノ十 就職命令ハ令第十一條ノ二第一項ノ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ從業者ニシテ其ノ工場等ヲ退職シタルモノニ在リテハ其ノ退職後六月ヲ經過セザル者ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第十三條ノ十一 令第十一條ノ四ノ規定ニ依ル申請ハ様式第九號ノ六ニ依リ就職命令ニ依ル勞務ノ配置ヲ必要トスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シ厚生大臣ニ對シ之ヲ爲スベシ

前項ノ申請ハ就職命令ニ依ル勞務ノ配置ヲ必要トスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ都道府縣内ヨリ六月以内ノ期間ヲ定メテ勞務ノ配置ヲ受ケントスル場合ニハ前項ノ規定ニ拘ラズ所轄國民職業指導所長ヲ經由シ當該地方長官ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第十三條ノ十二 指定就職者ノ就職ニ關シ必要ナル旅費ハ指定事業主之ヲ支給スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第三號ノ二

男子雇入就職禁止(制限)適用除外認可申請書

男子從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印		事業ノ種類		雇入又ハ使用ノ理由	從前ノ從業場所ノ名稱	從前ノ業務ノ種類	從業セシムル職種	從業セシムル特殊ナル事情	從業者ノ姓名及年齢	住所	備考
									歳		
									歳		
									歳		

昭和 年 月 日

國民職業指導所長宛

- (記載心得)
- 一、本申請書ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト
 - 二、本申請書ハ男子從業者及其ノ男子從業者ヲ使用セントスル者ノ連署ヲ以テ男子從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
 - 三、標題ノ「雇入就職」又ハ「禁止(制限)」ノ文字ハ該當セザルモノハ之ヲ抹消スルコト
 - 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ銀行業、料理店業、百貨店業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
 - 五、「從前ノ從業場所ノ所在地及名稱」及「從前ノ業務ノ種類」欄ハ男子雇入就職ノ禁止適用除外申請ノ場合ニ限リ記載スルコト
 - 六、「從業セシメントスル職種」欄ニハ當該職種ヲ成ル可ク具體的詳細ニ記載スルコト
 - 七、「雇入又ハ使用ノ理由」及「從業セシメントスル特殊ナル事情」欄ニハ夫々其ノ事情ニ付具體的詳細ニ記載スルコト

様式第九號之三(用紙ハ青紙トシ大サハ國定規格B5判トス)

様式第九號ノ三ノ裏

就職命令書

住居地又ハ
就業ノ場所

氏

何年何月何日生 名

右ノ者左ニ依リ就職スルコトヲ命ス

就職命令書發付番號 第 號

國民職業指導所 付交

出頭スベキ日時	出頭スベキ場所	事業ノ種類	其ノ名稱及代表者氏名	事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)	他ノ場所ノ所在地及名稱	就職先工場、事業場其ノ

昭和 年 月 日

厚生大臣 氏
警視總監 氏
北海道廳長 氏
北海廳長 氏
何府縣知事 氏

名 名 名 名
印 印 印 印

就職命令書發付番號 第 號

受領書

一就職命令書(何年何月何日發付第何號)

右受領ス

昭和 年 月 日 午前 時 分

住居地又ハ
就業ノ場所

氏

名 印

厚生大臣 氏
警視總監 氏
北海道廳長 氏
北海廳長 氏
何府縣知事 氏

名 名 名 名
殿 殿 殿 殿

就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

- 一、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ本就職命令書ニ添附シタル受領書ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ拇印ヲ爲スモ妨ゲナシ
- 二、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ本就職命令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ就職ノ申請ヲ爲スベシ
- 三、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者傷痍疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事故ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添ヘ本就職命令書ヲ交付シタル國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク届出ヅベシ
- 四、就職命令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市區町村長若ハ之ニ準ズベキ者又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書ヲ添ヘ本就職命令書ヲ交付シタル國民職業指導所長ヲ經由シ就職命令ヲ爲シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク届出ヅベシ

(記載心得)

- 一、就業ノ場所ハ指定就職者ガ現ニ令第十一條ノ二第一項ノ廢止又ハ休止スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ從業者ナル場合ニ限り之ヲ記載スルモノトシ此ノ場合ハ住居地ノ記載ヲ要セザルモノトス
- 二、備考ハ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
- 三、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

出頭變更命令書		出頭變更命令書	
住居地又ハ就業ノ場所	氏 名	住居地又ハ就業ノ場所	氏 名
昭和 年 月 日	何年何月何日生	昭和 年 月 日	何年何月何日生
昭 和 年 月 日		昭 和 年 月 日	
出頭スベキ日時		出頭スベキ日時	
出頭スベキ場所		出頭スベキ場所	
備考		備考	
厚生大臣 警視總監 北海道廳長 北海縣知事	厚生大臣 警視總監 北海道廳長 北海縣知事	厚生大臣 警視總監 北海道廳長 北海縣知事	厚生大臣 警視總監 北海道廳長 北海縣知事
名 名 名 名	名 名 名 名	名 名 名 名	名 名 名 名
印 印 印 印	印 印 印 印	印 印 印 印	印 印 印 印

出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

一、出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書ニ添附シタル受領書ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ拇印ヲ爲スモ妨ゲナシ

二、出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ就職命令書ト共ニ本書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ就職ノ申出ヲ爲スベシ

受領書

一、出頭變更命令書(何年何月何日發付第何號)

右受領ス

昭和 年 月 日 午前 時 分

住居地又ハ就業ノ場所

氏 名

厚生大臣 警視總監 北海道廳長 北海縣知事

名 名 名 名

印 印 印 印

(記載心得)

一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノトス

二、備考ハ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス

三、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

就職命令取消書		就職命令取消書	
住居地又ハ就業ノ場所	氏 名	住居地又ハ就業ノ場所	氏 名
昭和 年 月 日	何年何月何日生	昭和 年 月 日	何年何月何日生
昭 和 年 月 日		昭 和 年 月 日	
右ノ者就職命令ヲ取消ス		右ノ者就職命令ヲ取消ス	
厚生大臣 警視總監 北海道廳長 北海縣知事	厚生大臣 警視總監 北海道廳長 北海縣知事	厚生大臣 警視總監 北海道廳長 北海縣知事	厚生大臣 警視總監 北海道廳長 北海縣知事
名 名 名 名	名 名 名 名	名 名 名 名	名 名 名 名
印 印 印 印	印 印 印 印	印 印 印 印	印 印 印 印

就職命令取消書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

就職命令取消書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書ニ添附シタル受領書ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ拇印ヲ爲スモ妨ゲナシ

受領書

一、就職命令取消書(何年何月何日發付第何號)

右受領ス

昭和 年 月 日 午前 時 分

住居地又ハ就業ノ場所

氏 名

厚生大臣 警視總監 北海道廳長 北海縣知事

名 名 名 名

印 印 印 印

(記載心得)

一、住居地又ハ就業ノ場所ハ從前發シタル就職命令書記載ノモノト同一ナルモノトス

二、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

様式第九號ノ五

雇傭關係成立届出書

昭和 年 月 日

届出者

住所

氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 園

又ハ 厚生大臣宛
地方長官宛

使場ノ所	所在地	從前ノ從業場所	雇傭關係成立年月日	從業セムベキ場所	從事セシムベキ業務ノ種類及職務上ノ地位	賃金又ハ給料其ノ他ノ給與	就職セル從業者ノ男 女ノ別氏名印及年齢	備考
							男	
							女	

(記載心得)

- 一、本届出書ノ大サハ國定規格折上リB5判(182 mm × 257 mm)トスルコト
- 二、本届出書ハ届出ヅベキ事業主ノ事業場等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シ提出スルコト
- 三、「從前ノ從業場所」欄ニハ何縣何市何々工場ト記載スルコト
- 四、「從業セシムベキ場所」欄ニハ使用ノ場所ニ於テ從業者ニ從事セシムベキ部署ヲ記載スルコト
- 五、「從事セシムベキ業務ノ種類及職務上ノ地位」欄ニハ仕上工、組長、機械技術者、係長ト云フガ如ク具體的ニ記載スルコト

様式第九號ノ六

命令配置申請書

昭和 年 月 日

申請者氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 園

又ハ 厚生大臣宛
地方長官宛

備宿考舍	條件	雇傭	賃金給料其ノ他ノ給與	申請ノ期日迄ノ充足員數(認可ヲモ含ム)	求人割當數(認可ヲモ含ム)	當期ニ於ケル性別	命令配置ニ關スル希望地	配置ヲ必要トスル理由	求人員種別				業産分類					
									3	2	1	0	3	2	1	0		
						男			計	女	男	女	男	女	男	女	男	女
						女				計	女	男	女	男	女	男	女	男
						計				計	女	男	女	男	女	男	女	男
											計	女	男	女	男	女	男	女

(記載心得)

- 一、本申請書ノ大サハ折上リ 國定規格 B5 判 (182 mm × 257 mm) トスルコト
- 二、「事業ノ種類」欄ニハ例(バ)石炭採掘業、鑛物業、パルプ製造業ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 三、「申請員數」欄ニハ命令配置ニヨリ従業セシメントスル員數ヲ記載スルコト
- 四、「同上内譯」欄ノ「其ノ他ノ者」欄ニハ本令ニ規定スル技能者、一般青壯年、國民學校修了者タラザルモノヲ記載スルコト
- 五、「命令配置ニ關スル希望事項」欄ノ「希望地域」欄ニハ自都道府縣内ヨリ希望スル場合ハ國民職業指導所別、他都道府縣内ヨリ雇入レントスル場合ハ都道府縣別ニ夫々男女別員數ヲ記載スルコト
- 六、「命令配置ニ關スル希望事項」欄ノ「希望休廢止事業場等名及従業者名」ニ付テハ具體的ニ希望スル事業場、従業者アル場合ニ限り記載スルコト
- 七、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ「求人割當數」欄ニハ緣故雇入認可數ヲモ含マシムルコト
- 八、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ「申請ノ期日迄ノ充足員數」欄ニハ緣故、特定者雇入認可ニ依ル充足數ヲモ含マシムルコト
- 九、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ種別「一般青壯年」欄ニハ技能者、國民學校修了者ノ紹介取扱ヲ受クルモノ以外ハ凡テ本欄ニ計上スルコト國民學校修了者ニ付テハ申請ノ時ガ國民學校修了者ノ計畫配置期間中ナル場合ニ限り記載スルモノトス
- 十、「雇傭條件」欄ノ「其ノ他ノ雇傭條件」欄ニハ就業時間、休日、夜勤ノ有無等ヲ記載スルコト

- 十一、「宿舍」欄ニハ宿舍ノ狀況(既設、設立豫定)ノモノトニ區別シ本申請員數ニ對シ收容可能人員及設立豫定ノモノニ在リテハ完成豫定年月日等)及舎費、會費額等ヲ詳細ニ記載スルコト
- 十二、「備考」欄ニハ福利施設其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
- 十三、欄外ノ「産業分類」及「求人種別」欄ハ申請者ニ於テ記載ヲ要セザルモノナルコト

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件公布

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件は昭和十八年七月三十日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民勤勞報國協力令施行規則中改正

正ノ件 (昭和十八年七月三十日 厚生・文部省令第二號)

- 第一條第六號ヲ第七號トシ第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
- 六 國家總動員上必要ナル證券ノ生産ニ關スル業務第四號第二項中「協力ヲ受ケントスルニ際シ所要人員三百人未滿ナル場合又ハ緊急ヲ要スル場合」ヲ「協力ヲ受ケントスル場合」ニ、「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム
- 第七條中「市町村長ニ准ズベキモノヲ含ム」ヲ「市町村長ニ准ズベキモノヲ含ミ東京都ノ區ノ存スル區域ニ於テハ區長トス」ニ改ム
- 第十八條 當時隊組織ノ編成アル市町村其ノ他ノ團體又ハ學校ニ關シテハ本規則中國民勤勞報國協力令書トアルハ國民勤勞報國協力令書又ハ學校報國協力令書トシ本規則ノ適用ニ付其ノ隊組織ヲ以テ國

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件は昭和十八年七月三十日付官報を以て左の如く公布せられた。

第十九條中「東京府」ニ在リテハ「東京都」知事及警視總監

ヲ「東京都」ニ在リテハ「東京都」長官及警視總監ニ改ム

様式第一號ヲ別表ノ如ク改メ、様式第二號中「東京府」ニ在リテハ「東京都」知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名

東京府知事 氏名